

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の経緯



【規制措置が完全撤廃された国】

【最近の輸入規制緩和の例】

(2019年7月22日現在)

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2011年	6月：カナダ、ミャンマー 7月：セルビア 9月：チリ
2012年	1月：メキシコ 4月：ペルー 6月：ギニア 7月：ニュージーランド 8月：コロンビア
2013年	3月：マレーシア 4月：エクアドル 9月：ベトナム
2014年	1月：イラク、オーストラリア
2015年	5月：タイ※一部の野生動物肉を除く 11月：ポリビア
2016年	2月：インド 5月：クウェート 8月：ネパール 12月：イラン、モーリシャス
2017年	4月：カタール、ウクライナ 10月：パキスタン 11月：サウジアラビア 12月：アルゼンチン
2018年	2月：トルコ 7月：ニューカレドニア 8月：ブラジル 12月：オマーン
2019年	3月：バーレーン 6月：コンゴ民主共和国

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2016年7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	・輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→解除（野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
12月	U A E	・検査報告書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料 → 5県のみ）
2017年3月	レバノン	・全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	・青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
12月	E U※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
2018年1月	トルコ	・輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
3、6、11月	米国	・輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ、宮城県産のクサソテツ）→解除
3月	ロシア	・輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
5月	U A E	・検査報告書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料 → 福島県）、産地証明書の添付が不要に
7月	シンガポール	・全食品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
〃	香港	・輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
11月	中国	・輸入停止（新潟県産米）→産地証明書の添付で輸入可能に
〃	ロシア	・福島県産の水産物について、放射性物質検査証明書の添付が不要に
2019年3月	シンガポール	・放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4月	米国	・輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
5月	フィリピン	・輸入停止（福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
7月	UAE	・検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施